



2026年2月13日

各 位

会 社 名 株式会社パイロットコーポレーション  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 藤崎 文男  
(コード番号 7846 東証プライム市場)  
問合せ先 執行役員 総務部長 木川 俊幸  
(TEL. 03 - 3538 - 3700 )

### 株式分割並びに株式分割に伴う定款の一部変更及び株主優待制度の一部変更について

当社は、本日、下記のとおり、株式分割並びに株式分割に伴う定款の一部変更及び株主優待制度の一部変更を行うことについて決定しましたので、お知らせいたします。

記

#### 1. 株式分割について

##### (1) 株式分割の目的

当社の普通株式（以下、「当社株式」といいます。）の投資単位当たりの金額を引き下げることで、主に個人投資家の皆様がより投資しやすい環境を整えるとともに、株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

##### (2) 株式分割の概要

###### ① 分割の方法

2026年6月30日（火曜日）を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の有する当社株式を、1株につき3株の割合をもって分割いたします。

###### ② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	40,905,200 株
今回の分割により増加する株式数	81,810,400 株
株式分割後の発行済株式総数	122,715,600 株
株式分割後の発行可能株式総数	440,000,000 株

###### ③ 株式分割の日程

基 準 日 公 告 日	2026年 6月 15日（月曜日）
基 準 日	2026年 6月 30日（火曜日）
効 力 発 生 日	2026年 7月 1日（水曜日）

④ その他

今回の株式分割に際しては、資本金の額の変更はございません。

2. 株式分割に伴う定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記の株式分割に伴い、会社法 184 条第 2 項の規定に基づき、2026 年 7 月 1 日をもって当社の定款第 6 条の発行可能株式総数を変更します。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。(変更箇所に下線を付しております。)

現行定款	変更後定款
第6条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、 <u>180,000,000</u> 株 とする。	第6条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、 <u>440,000,000</u> 株 とする。

(3) 変更の日程

定款変更の効力発生日 2026 年 7 月 1 日（水曜日）

3. 株主優待制度の一部変更について

(1) 変更の理由

上記の株式分割に伴い、以下のとおり株主優待制度及び長期保有株主優待制度を一部変更いたします。

(2) 変更の内容 (変更箇所に下線を付しております。)

① 株主優待制度

現 行		変更後	
保有株数	優待内容	保有株数	優待内容
<u>100 株以上</u> <u>500 株未満</u>	実用筆記具セット (当社製品)	<u>300 株以上</u> <u>1,500 株未満</u>	同左
<u>500 株以上</u> <u>1,000 株未満</u>	希望小売価格 2,000～3,000 円 (税抜き)の筆記具 (当社製品) + 実用筆記具セット (当社製品)	<u>1,500 株以上</u> <u>3,000 株未満</u>	同左
<u>1,000 株以上</u>	株主様限定仕様の 高級筆記具セット (当社製品) + 実用筆記具セット (当社製品)	<u>3,000 株以上</u>	同左

(12 月末権利確定)

② 長期保有株主優待制度

現 行	変更後
<p>(ア)対象株主の基準 株主番号が変わることなく、5年保有された株主様</p> <p>(a) 毎年12月末を基準日とし、中間期、期末に株主番号が変わることなく連続して遡ること10回株主名簿に登録されていること。</p> <p>(b) 登録されている株式数が毎回、基準以上であること。 基準I：<u>1,000株以上</u> 基準II：<u>100株以上1,000株未満</u></p> <p>(イ)お送りする優待品 基準I株主様対象：文具(当社製品) 基準II株主様対象：株主様限定仕様の高級筆記具セット(当社製品)</p>	<p>(ア)対象株主の基準 同左</p> <p>(a) 同左</p> <p>(b) 登録されている株式数が毎回、基準以上であること。 基準I：<u>3,000株以上</u> 基準II：<u>300株以上3,000株未満</u></p> <p>(イ)お送りする優待品 同左 同左</p>

(注) 株主番号が変わらずに5年保有された株主様に、5年毎に優待品をお送りします。

(3) 変更の時期

① 株主優待制度

2026年12月31日を基準日とした株主名簿に記載又は記録された株主様に対する株主優待より、上記の株式分割後の株式数を対象に、変更後の基準を適用いたします。

② 長期保有株主優待制度

2026年12月31日以降を基準日とする長期保有株主優待制度の登録株式数の基準については、2026年6月30日以前の保有分は、上記の株式分割前の登録株式数を基準として変更前の基準により、2026年7月1日以降の保有分は、上記の株式分割後の登録株式数を基準として変更後の基準により判定いたします。なお、当該優待品の発送時期については、5月末から変更はございません。

4. その他株式分割に関する事項

(1) 2026年12月期における中間及び期末配当予想額について

本日公表の「2025年12月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載のとおり、2026年12月期末における中間配当予想額は、1株当たり63円00銭、期末配当予想額は、1株当たり21円00銭(株式分割前の換算額は63円00銭)としております。また、2025年12月期における期末配当金額は、1株当たり60円00銭となりました。

(2) 業績連動型株式報酬制度における交付株式等の数の調整について

上記の株式分割に伴い、取締役(監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。)及び執行役員(国内非居住者を除く。以下、取締役と併せて「対象取締役等」といいます。)を対象とする業績連動型株式報酬制度(役員報酬BIP信託)において、対象取締役等に付与されたポイントに基づき対象取締役等に交付すべき当社株式等の数は、2026年7月1日から上記の株式分割における分割比率に応じて調整いたします。

以上